

○神奈川大学受託研究規程

平成25年2月7日

規程第974号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学（以下「本学」という。）における受託研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において官公庁又は企業等の外部機関（以下「委託者」という。）からの委託を受け、本学において行う研究、分析、調査等（学内外の者が共同で行う研究等（以下「共同研究」という。）を含む。）で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受託研究の申込み)

第3条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、所定の受託研究申込書を学長に提出するものとする。

(受託研究の受入れ)

第4条 学長は、前条の受託研究の申込みを受けたときは、本学において受託研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）及び学部長等の関係者から、次に掲げる事項について意見を聴取し、受託研究受入れの可・否を決定する。

- (1) 本学の教育研究への寄与
- (2) 学内業務遂行上の支障の有無
- (3) その他必要と認められる事項

2 学長は、前項に規定する受託研究受入れの可・否を決定したときは、直ちに研究担当者及び委託者に所定の承諾書又は不承諾書で通知するものとする。

3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、直ちに理事長に通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第5条 理事長は、前条第3項に規定する通知を受けたときは、直ちに委託者との間で、次に掲げる事項を記載した受託研究契約書により契約を締結するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究に要する経費

- (5) 研究期間
- (6) 研究成果の公表
- (7) 知的財産権の帰属
- (8) その他受託研究に関し必要な事項
(受託研究費)

第6条 委託者は、受託研究契約書に定める研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）の指定する方法により納入するものとする。

(研究担当者の責務)

第7条 研究担当者は、受託研究契約書に定める事項を遵守し、責任をもって受託研究の遂行に努めなければならない。

(施設設備等の使用)

第8条 研究担当者は、受託研究契約書の範囲内において、本学の施設設備等を使用することができるものとする。ただし、本学の教育、研究その他本学の業務に支障のないよう留意しなければならない。

(施設設備の改造及び設置)

第9条 研究担当者は、受託研究に関し、施設設備等を改造又は新たに設置しようとするときは、所定の施設設備改造願又は施設設備設置願を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ずに改造又は設置された施設設備については、研究担当者は速やかに復元又は撤去しなければならない。

(施設設備の滅失等による損害賠償)

第10条 受託研究に関し、本学の施設設備を故意又は過失によって滅失又は破損したときは、研究担当者若しくは委託者又は両者において損害を賠償しなければならない。

(学外研究者の扱い)

第11条 受託研究のため学外研究者が本学の施設等に入出入し業務を行うときは、所定の学外研究者施設等使用願を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の学外研究者の学内における研究活動等については、学内の研究担当者が責任をもって管理しなければならない。

(受託研究の中断及び中止並びに研究期間の変更)

第12条 学長は、本学の教育、研究その他本学の業務に支障があると認めるときは、研究

担当者に受託研究の中断若しくは中止又は研究期間の変更を命ずることができる。

2 研究担当者は、受託研究を中断若しくは中止又は研究期間を変更する必要があるときは、直ちにその旨を学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項に規定する報告を受けた場合、学部長等の関係者から意見を聴取し、やむを得ないと認めるときは、受託研究を中断若しくは中止又は研究期間を変更することができる。

第13条 学長は、前条第1項及び第3項に規定する決定をしたときは、速やかにその旨を理事長及び委託者に通知するものとする。

2 受託研究の中断若しくは中止又は研究期間の変更により委託者が受ける一切の損害については、本学はその責を負わないものとする。

(受託研究の終了)

第14条 研究担当者は、受託研究が終了したときは、学長に所定の受託研究報告書及び受託研究費収支報告書を提出するものとする。

2 学長は、前項の受託研究報告書及び受託研究費収支報告書の提出を受けたときは、内容を確認の上、理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の規定により提出された受託研究報告書及び受託研究費収支報告書をもって、委託者に受託研究の終了を通知するものとする。

(受託研究成果の公表)

第15条 受託研究の成果は、研究担当者及び委託者の双方が公表できるものとし、その公表の時期、方法及び知的財産権取得を妨げない公表範囲等については、本法人と委託者の協議によって決定する。

(知的財産権)

第16条 受託研究の結果生じた知的財産権の帰属は、本法人発明取扱要領の規定によるものとし、持分及び特許等への出願の可否については、本法人と委託者の協議によって決定する。

(施設設備等の帰属)

第17条 受託研究費により購入した施設設備は、本法人に帰属する。

2 機器備品、物品等について委託者から提供があったときについても前項と同様とする。

(事務の所管)

第18条 受託研究に関する事務は、研究支援部が所管する。

(細則)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年2月7日から施行する。
- 2 神奈川大学受託研究規程（昭和61年6月9日規程第234号）は、廃止する。